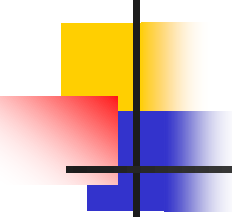


2 回目の加盟国協議に諮られているISPM 案

ISPM 23

「検査の指針」 附属書案

「栽培地検査」



基本情報

取り巻く状況

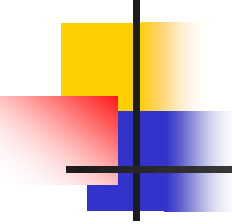
- 栽培地検査は病害虫リスクの低減措置として利用されており、複数のISPMで言及されている一方、指針が存在しないため、我が国から基準策定を提案

策定の目的

- 各国の措置の調和を図るため、栽培地検査の目的、範囲、要件等を明確化する

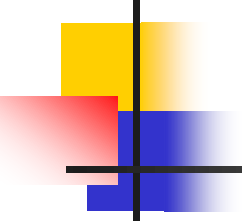
概要

- 栽培地検査の適用範囲、栽培地検査適用の前提条件、具体的要件等を規定する



検討の経緯

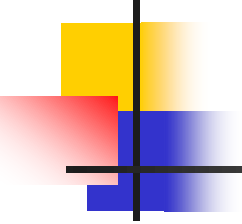
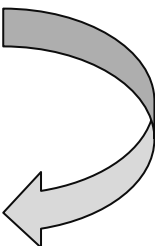
- 2022年4月 IPPC総会でトピックに追加
- 2022年11月 基準委員会（SC）が仕様書を承認
- 2023年10月 専門家作業部会が附属書案を作成
- 2024年5月 SCが附属書案を修正し承認
- 2024年7～9月 1回目加盟国協議
- 2025年5月 SCが付属書案を修正し承認
- 2025年7～9月 2回目加盟国協議



主な変更点

- 論理的な流れを確保し重複を整理し、全体の構成を変更
- 適用範囲及び目的の内容修正
- ISPM 23本体の改訂にあわせ、本附属書を関連させて修正

本附属書の構成の変更

- 
- 
1. 栽培地検査の概念
 - 1-2. 適用範囲
 - 2. 栽培地検査の目的**
 3. 栽培地検査及び特定サーベイランスの違い
 4. 栽培地検査の適用に伴う前提条件
 5. 栽培地検査におけるその他の考慮事項
 6. 栽培地検査の具体的要件
 7. 栽培地検査の**方法**計画
 8. 栽培地検査の結果
 9. 文書化
 10. 国家植物防疫機関の責務

1.適用範囲 及び 2.栽培地検査の目的

1. 本附属書の適用範囲

- 国際貿易のために生産される植物に関する植物検疫措置としてのほ場における検査
- 栽培地検査の要件となる前提条件、栽培地検査の手続、関連する文書化について概説
- 試料を採取し、ほ場外で行う専門家による検査又は精密検定
 - ➡ 適用範囲外
- 積荷の検査 ➡ 適用範囲外

2. 栽培地検査の目的

- 有害動植物の検出、有害動植物の兆候若しくは症状の検出又は植物検疫要件を満たしているか確認すること。

3. 栽培地検査と特定サーベイランスの違い

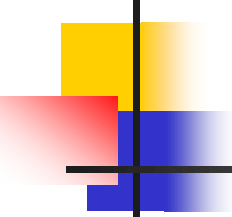
栽培地検査

植物上に有害動植物又はそれらの兆候若しくは症状を発見し、植物検疫要件への適合性を確認する

特定サーベイランス

ある地域における有害動植物の有無などを決定するための公的なプロセス

「栽培地検査」は、ISPM 8（ある地域におけるペストステータスの決定）に従い、ペストステータスを決定するための「特定サーベイランス」（ISPM 6 サーベイランス）の一環として実施することができる。



7. 栽培地検査の方法

7.1 ~~栽培地検査の手順~~ ➡ 削除

7.2 ~~栽培地検査の具体的な目的~~ ➡ 削除（項目2へ）

7.3 ~~栽培地検査が適用される状況~~

➡ 削除（項目2及び7へ）

7.4 栽培地検査の方法

- **有害動植物の望ましい検出水準・信頼水準での検出**
- **検査実施のタイミングと頻度の考慮**
- **栽培地検査のみでは不十分な場合、他の植物検疫措置と組み合わせて実施**

1 回目加盟国協議時に日本が提出した 主なコメントに対する反映状況

【日本からの提出コメント】

【該当箇所】

- 植物検疫要件の遵守のNPPOの責任の明記の提案
- 栽培地検査に関する文書の保存が必須であることの明記の提案
- 輸入国でのモニタリングに関する記載の提案



8. 栽培地
検査の結果



9. 文書化



ISPM 23本体

コメントは直接反映されませんでしたでしたが、内容は各々の
該当箇所に盛り込まれています。